

## 長沼町中小企業等応援給付金給付要綱

令和3年3月15日

制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）のうち、給付対象者に対して事業継続と雇用確保を支えるため、事業全般に広く使える中小企業等応援給付金（以下「給付金」という。）を給付するために必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、中小法人等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- (1) 2021年6月30日時点において、長沼町内に住所又は事業所(店舗)を有し、かつ、次のいずれかの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
  - ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
  - ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- (2) 2019年以前から事業により事業収入(売上)（確定申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第31号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。)別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 2021年7月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年同月（以下「基準月」という。）と比較して月間事業収入が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。この場合において、対象月は、2021年7月から同年10月までの間のひと月を申請者が任意に選択し、対象月の

事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。

(4) 別表1の対象業種欄に掲げる業種を営んでいること。ただし、複数の業種を営んでいる場合は、収入の割合が大きい業種を対象業種とする。

2 申請者が、個人事業者等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

(1) 2019年以前から事業により事業収入(売上)(第4条第5項第1号①及び同項第2号①により提出する確定申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。)第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとし、2019年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。ただし、第10条第1項の規定に基づき市町村民税又は都道府県民税(以下「住民税」という。)の申告書類の控を用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式(5号の4)における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上(収入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上(収入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(2) 2021年7月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等が原因による対象月が存在すること。この場合において、対象月は、2021年7月から同年10月までの間のひと月を申請者が任意に選択し、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。

(3) 2021年6月30日時点において、長沼町内で対象施設(店舗)を営む個人事業者であること。

(4) 別表1の対象業種欄に掲げる業種を営んでいること。ただし、複数の業種を営んでいる場合は、収入の割合が大きい業種を対象業種とする。

3 青色申告を行っている者の場合は、基準月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかを満たす者の場合は、次項によるものとする。

- (1) 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合
- (2) 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合若しくは記載の必要がない場合
- (3) 相当の事由により当該書類を提出できない場合

4 白色申告を行っている者の場合、確定申告書に所得税青色申告決算書を添付した場合又は第10条第1項の規定に基づき住民税の申告書類の控を用いる場合には、2019年の月次の事業収入が記載されないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

(給付額)

第3条 給付金の額は、中小法人等及び個人事業者等（以下「中小企業等」という。）は、令和3年6月30日時点における次の従業員等（中小企業等が雇用する従業員で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条の規定による労働者名簿に記載される者のうち、町内の事務所で勤務する者をいう。ただし、代表権を持つ会社役員を含め、日雇は含めないものとする。）の総数に応じた額とする。

- (1) 従業員等の総数10人以下 15万円
- (2) 従業員等の総数11人以上20人以下 30万円
- (3) 従業員等の総数21人以上 45万円

(給付申請)

第4条 申請者は、長沼町中小企業等応援給付金給付申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）に第4条第2項又は第3項に掲げる書類等のデータ（以下「証拠書類等」という。）及び誓約書（別記様式第3号）を添えて、令和4年1月6日から令和4年1月31日（消印有効）までに、町長に提出しなければならない。

2 中小法人等である申請者は、申請書に次に掲げる証拠書類等及び誓約書を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 基準月の属する事業年度の確定申告書別表1の控の写（收受日付印又は税理士の署名及び押印がされていること。ただし、e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は「受信通知」を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控の写（両面）
  - (2) 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）
  - (3) 従業員等名簿（別記様式第2号）
  - (4) 法人名義の振込先口座の通帳の写
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 3 個人事業者等である申請者は、申請書に次に掲げる証拠書類等を添付して町長に提出するものとする。
- (1) 青色申告を行っている場合は、次の①から⑥のすべて
    - ① 2019年分の確定申告書第1表の控の写（收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印の押印又は受付日時の印字がない場合や「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を附属書類として提出すること。以下同じ。）及び所得税青色申告決算書の控の写（所得税青色申告決算書の控を提出しない場合には、次号によるものとする。）
    - ② 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の2021年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。以下同じ。）
    - ③ 従業員等名簿（別記様式第2号）
    - ④ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写
    - ⑤ 別表第2に定める本人確認書類の写

⑥ その他町長が必要と認める書類

(2) 白色申告を行っている場合は、次の①から⑥のすべて

① 2019年分の確定申告書第1表の控の写

② 対象月の月間事業収入がわかるもの

③ 従業員等名簿（別記様式第2号）

④ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

⑤ 別表第2に定める本人確認書類の写

⑥ その他町長が必要と認める書類

4 町長は、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることができる。

5 提出のあった申請書類及び添付書類は、返却しない。

（宣誓事項）

第5条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

(1) 第2条の要件を満たしていること。

(2) 申請書の記載内容及び証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。

(3) 次条の不給付要件に該当しないこと。

(4) 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。

(5) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第8条の規定に従い給付金の返還等を行うこと。

(6) 誓約書（別記様式第3号）で定める誓約事項

（不給付要件）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付

金は給付しない。

- (1) 国、法人税法別表 1 に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

2 上記各号のいずれかに該当する者が申請を行った場合は、長沼町中小企業等応援給付金不給付通知書（別記様式第 4 号）により通知する。

（給付決定）

第 7 条 町長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付又は不給付の決定を行う。

2 町長は、前項の審査の結果を、長沼町中小企業等応援給付金給付決定通知書（別記様式第 5 号）又は長沼町中小企業等応援給付金不給付決定通知書（別記様式第 6 号）により申請者へ通知する。

（決定の取消し及び返還）

第 8 条 町長は、給付金の給付決定を受けた者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は給付金の給付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

（中小法人等の証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例）

第 9 条 第 4 条第 2 項の証拠書類等について、法人確定申告書が、合理的な理由により提出できないものと町長が認める場合には、当該事業年度の 1 事業年度前の法人確定申告書の控え又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による署名及び押印がなされたもので代替することができる。

2 法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

3 第3条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、第4条第2項に定める証拠書類等を提出することで、別表第3の算定式及び基本情報等を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は第3条に規定する従業員等の総数に応じた額とする。なお、第7号の場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。

(1) 2019年11月から2021年6月までの間に設立した法人である場合

(2) 月あたりの事業収入の変動が大きい場合

(3) 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合

(4) 連結納税を行っている場合

(5) 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合

(6) 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合

(7) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合

（個人事業者等の証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例）

第10条 第4条第3項第1号①の証拠書類等について、2019年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により提出できないものと町長が認める場合は、2019年分の住民税の申告書類の控（收受日付印の押印されたもの。收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第1表に收受日付印のない場合の扱いに準ずる。以下同じ。）で代替することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、2019年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、2018年分の確定申告書等の控又は2018年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。

2 第3条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替

措置として、証拠書類等を提出することで、別表第4の算定式及び基本情報等を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は第3条に規定する従業員等の総数に応じた額とする。なお、別表第4の1の項の証拠書類等の特例の欄中の第2号口に掲げる書類を証拠書類として提出する場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。

- (1) 2019年11月から2021年6月までの間に開業した場合
  - (2) 月あたりの事業収入の変動が大きい場合
  - (3) 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合
  - (4) 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合
- (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

長沼町中小企業等応援給付金給付対象業種一覧表

日本標準産業分類に定める大分類における当該支援金の対象業種	日本標準産業分類に定める大・中分類における当該支援金の対象外業種
	農業、林業
	漁業
鉱業、採石業、砂利採取業	
建設業	
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	
運輸業、郵便業	
卸売業、小売業	



金融業、保険業	
不動産業、物品賃貸業	
学術研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
教育、学習支援業	
	医療、福祉
複合サービス事業	
サービス業（他に分類されないもの）	政治・経済・文化団体
	宗教
	その他のサービス業
	外国公務
	公務（他に分類されるものを除く）
	分類不能の産業

**【中小企業等とは】**

令和3年6月30日現在で長沼町内に住所又は事業所を有し、事業を営む法人又は個人事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者。長沼町に本社がない法人又は長沼町に住民登録のない個人事業者も対象とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※ 町内で、複数事業所を経営する法人や個人事業者については、1事業所を限度とする。

**別表第2（第4条関係）**

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

1	運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
2	個人番号カード（表面のみ）
3	写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
4	在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
5	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）
6	上記1から5を保有していない場合、住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票及び各種健康保険証の両方

別表第3（第9条関係）（中小法人等）

項	証拠書類等の特例	算定式
1 2019年11月から2020年12月までの間に設立した法人である場合	<p>2019年11月から2020年12月までの間に法人を設立した場合であって、設立した年を基準年とした上で、対象月の月間事業収入が、基準年の月平均の事業収入に比べて20%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第2項で定める証拠書類等（基準年中に複数の事業年度が存在する場合には、基準年中の全ての事業に係るものを提出すること。）</p> <p>2 設立年の法人確定申告書別表</p>	<p>(A) : 対象月の月間事業収入</p> <p>(B) : 基準年の年間事業収入 ÷ 基準年の設立後月数（設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1か月とみなす。）</p>

	<p>1の控</p> <p>3 法人事業概要説明書（両面）</p> <p>の控（決算期が到来していない場合又は確定申告をしていない場合は、税理士が証明した各月の売上げがわかる書類。）</p>	
<p>2 2021年1月から2021年6月までの間に設立した法人である場合</p>	<p>2021年1月から2021年6月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、設立した月から2021年6月までの間（以下「設立後期間」という。）の月平均の事業収入に比べて20%以上減少している場合、右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p>	<p>(A) : 対象月の月間事業収入</p> <p>(B) : 設立後期間の事業収入 ÷ 設立後期間の月数（設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1か月とみなす。）</p>
<p>3 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>少なくとも2021年7月から同年10月までの任意の1か月を含む連続した3か月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前々年同期間の3か月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて20%以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の20%以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び</p>	<p>(A) : 対象期間の事業収入の合計</p> <p>(B) : 基準期間の事業収入の合計</p>

	<p>基本情報等の特例によることができる。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の20%以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2021年10月以前とする。また、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>1 第4条第2項で定める証拠書類等（基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第4条第2項第1号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。また、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第4条第2項第2号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を提出すること。）</p>	
<p>4 事業収入を比較する2つの月の間に合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合であって、対象月の事業収入が、基準月の合併前の各法人の事業収入を合算</p>	<p>(A) : 合併後の法人の対象月の月間事業収入</p> <p>(B) : 合併前の各法人の基準月の月間事業収入の合計</p>

<p>併を行っている場合</p>	<p>したものと比べて20%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第2項で定める証拠書類（第4条第2項第1号については合併前の各法人に係るものであり、2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。また、第4条第2項第2号から第5号までについては合併後の法人に係るものとする。）</p> <p>2 履歴事項全部証明書（合併年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	
<p>5 連結納税を行っている場合</p>	<p>連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第2条に規定する要件を満たす場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>なお、この特例は、第9条で定める他の特例と併用することができる。</p> <p>1 第4条第2項で定める証拠書類等（確定申告書別表1の控につい</p>	<p>(A) : 対象月の月間事業収入</p> <p>(B) : 基準月の属する事業年度の月間事業収入</p>

	ては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。)	
6 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人の場合、次の証拠書類等の特例、右の計算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第2項で定める証拠書類等（第4条第2項第1号については、罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの。）</p> <p>2 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p>	<p>(A) : 対象月の月間事業収入</p> <p>(B) : 罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の月間事業収入</p>
7 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合	<p>申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第2項で定める証拠書類等（第4条第2項第1号については、2019年分の法人化前の個人</p>	<p>(A) : 対象月における法人化後の法人の月間事業収入</p> <p>(B) : 2019年の法人化前の個人事業者の月間事業収入</p>

	<p>事業者に係るものとし、第4条第2項第2号から第5号までについては、法人化後の法人に係るものとする。)</p> <p>2 法人設立届出書（法人税法第148条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和第229条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号：」に個人の確定申告の番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。)</p> <p>3 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。)</p>	
<p>8 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税</p>	<p>申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。ただし、月次の収入を確認</p>	<p>(A) : 対象月の月間収入</p> <p>(B) : 基準月の属する事業年度の月間収入</p> <p>ただし、A及びBの収入については、寄付金、補助金、助成金、</p>

<p>法別表第2 に規定す る公益法 人等に該 当する法 人)の場合</p>	<p>できない場合は、基準月の属する事業年度の月平均の事業収入と対象月の月間収入を比較することとする。</p> <p>1 基準月の属する事業年度の事業収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。）</p> <p>2 対象月の月間収入がわかるもの（対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>3 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>4 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立につ</p>	<p>金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。</p>
--	--	---



	<p>いて公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p> <p>5 その他町長が必要と認める書類</p>	
--	---	--

別表第4（第10条関係）（個人事業者等）

項	証拠書類等の特例	算定式
1 2019年11月から2020年12月までの間に開業した場合	<p>2019年11月から2020年12月までの間に開業した場合であって、開業した年を基準年とした上で、対象月の月間事業収入が、基準年の月平均の事業収入に比べて20%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等</p> <p>2 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2019年11月1日から2020年12月31日までのもので、収受印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は「受信通知」を添付すること。）</p>	<p>(A) : 対象月の月間事業収入</p> <p>(B) : 基準年の年間事業収入 ÷ 基準年の開業後月数（開業した日の属する月も、操業日数に関わらず、1か月とみなす。）</p>

	<p>ロ 開業日等が確認できる公的機関が発行又は收受した書類（事業開始年月日が2019年11月1日から2020年12月31日まで、かつ、当該書類の発行日又は收受日が確認できること。）</p>	
<p>2 2021年1月から2021年6月までの間に開業した場合</p>	<p>2021年1月から2021年6月までの間に開業した場合であって、対象月の月間事業収入が、開業した月から2021年6月までの間（以下「開業後期間」という。）の月平均の事業収入に比べて20%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p> <p>1 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2021年1月1日から2021年6月30日までのもので、收受印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は「受信通知」を添付すること。）</p> <p>ロ 開業日等が確認できる公</p>	<p>(A) : 対象月の月間事業収入</p> <p>(B) : 開業後期間の事業収入 ÷ 開業後期間の月数（開業した日の属する月も、操業日数に関わらず、1か月とみなす。）</p>

	<p>的機関が発行又は收受した書類(事業開始年月日が2021年1月1日から2021年6月30日まで、かつ、当該書類の発行日又は收受日が確認できること。)</p>	
<p>3 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>少なくとも対象期間の事業収入の合計が、基準期間の事業収入の合計と比べて20%以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、2019年の年間事業収入の20%以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の20%以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2021年10月以前でなければならない。また、所得税青色申告決算書において2019年の月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>1 第4条第3項第1号で定める証</p>	<p>(A) : 対象期間の事業収入の合計</p> <p>(B) : 基準期間の事業収入の合計</p>

	<p>         拠書類等（基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、第4条第3項第1号①の証拠書類等についても、当該期間の全ての期間分を提出する必要がある。）       </p>	
<p>         4 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合       </p>	<p>         事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、次の証拠書類等の特例、右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。なお、2019年11月から2021年6月の間に承継を受けた者は、第10条第2項第1号の特例を適用することを可能とする。       </p> <p>         1 第4条第3項で定める証拠書類等(第4条第3項第1号①については、承継される以前の基準月を含む前任者及び後継者の名義に係るものとし、その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。)       </p> <p>         2 個人事業の開業・廃業等届出書(所得税法第229条)（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2019年分の確定申告書類に記載の住所・氏名(前事業者)からの事業の引       </p>	<p>         (A) : 事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入       </p> <p>         (B) : 事業承継前の各人の基準月の月間事業収入の合計       </p>

	<p>継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が事業収入を比較する2つの月の間の開業日であること。また、收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は「受信通知」を添付すること。)</p>	
<p>5 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の証拠書類等の特例、右の計算式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等(第4条第3項第1号①又は同項第2号①については、罹災証明書を受けた年の前年分に係るもの。)</p> <p>2 罹災証明書等(2018年又は2019年に発行された者に限る。)</p>	<p>(A) : 対象月の月間事業収入</p> <p>(B) : 罹災証明書を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の月間事業収入</p>















